

## ADR の説明

ADR とは

(この説明は他の文献から引用したものを含みます)

A D R (Alternative Dispute Resolution) は裁判外紛争解決手続と訳した呼ばれ方をしています。つまりは、仲裁，調停，あっせんなどの，裁判によらない紛争解決方法を広く指すものです。例えば，裁判所において行われている民事調停や家事調停もこれに含まれますし，行政機関（例えば建設工事紛争審査会，公害等調整委員会など）が行う仲裁，調停，あっせんの手続や，弁護士会，社団法人その他の民間団体が行うこれらの手続も，すべて裁判外紛争解決手続に含まれます。

このようなところから見て裁判外紛争解決手続を定義すれば，「訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため，公正な第三者が関与して，その解決を図る手続」のような意味になりそうです。

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(いわゆるADR法)が可決，成立し，平成16年12月1日に公布されました。

法務省のリーフレットではイラスト入りで解説されています。

ここにはそのリーフレットを複写加工したものを引用して紹介します。

# 法務大臣の裁判外紛争解決手続き

## ADR認証制度

### 平成19年春、スタート！



## はじめに

平成16年12月、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)が公布され、平成19年5月までに施行されることになりました。

ADR法は、

**ADRを使いやすくする**

ことによって、

**紛争に巻き込まれた方が、**

**その解決を図るのに**

**ふさわしい方法を選べるようにする**

ための法律です。

## Q なぜADR法が制定されたのですか？

**A** これまで、裁判所の民事調停及び家事調停のほか、行政機関、弁護士会その他の民間団体等の機関(ADR機関)が、それぞれの特長を発揮して、さまざまなADRを展開してきました。

しかし、次のような理由から、裁判所の調停以外のADR、特に民間事業者が行う調停、あっせんは、国民の皆さんにあまり利用されてきませんでした。

- そもそも、ADRについて、国民の皆さんの理解が十分に得られていない
- 民間事業者が行う調停、あっせんについての情報が十分でないため、それが信頼できるものかどうか分からず、利用することに不安を感じる
- 民間事業者が行う調停、あっせんの利用には、時効中断等の特別の効果がなく不便

そこで、ADRを国民の皆さんによく知っていただくとともに、より使いやすいものにするため、ADR法が制定されたのです。

## ADR豆知識

**ADR** (Alternative Dispute Resolution 裁判外紛争解決手続)とは、仲裁、調停、あっせんなど、裁判によらない紛争解決方法を広く示す言葉です。

**仲裁**は、争っている当事者の合意(仲裁合意)に基づいて、仲裁人で構成される仲裁廷が判断を示し、当事者がこれに従うべきこととなる手続です。

**調停、あっせん**は、争っている当事者の間を調停人、あっせん人が中立的な第三者として仲介し、当事者間の紛争解決の合意の成立をめざす手続です。

ADRには、手続を非公開としたり、柔軟に進めたりすることができるといった特長があります。ADRをうまく利用することによって、納得のいく解決を図ることができます。



## Q ADR法で何が変わるのですか？

**A** ADR法は、

- 国は、国民の皆さんにADRに対する理解を深めていただくように努める
- 民間事業者が行う調停、あっせんについて、その業務が適正であることを法務大臣が認証する制度(認証制度)を設ける
- 認証を受けた民間事業者が行う調停、あっせんを利用する場合に、
  - ・時効中断
  - ・訴訟手続の中止などの特別の効果を認め、便利にする

ことによって、特に民間事業者が行う調停、あっせんを中心として、ADRを使いやすいものにしていきます。



**Q** どのような民間ADR事業者が認証を受けることができるのですか？

**A** 認証を受けるための要件は、ADR法第6条、第7条に規定されていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

- 取り扱う紛争の範囲（種類）を定め、その紛争解決に適した調停人、あっせん人（弁護士や各種専門家）を用意することができること
- 法令の解釈適用に関して、一定の場合に弁護士の助言を受けるための措置を定めていること
  - 利用者の秘密を確実に保持するための措置を定めていること
  - 費用等の額や支払方法を定めていること
- 欠格事由のないこと（役員等に禁力回がないこと）




ADR認証制度は、平成19年春、スタートします

**ADR認証制度に関するお問い合わせ先**

法務省大臣官房司法法制部司法法制課  
 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
 TEL 03-3580-4111（内線2385）  
 ホームページ（ ）

